

高砂市監査基準

第1章 総則

(目的)

第1条 高砂市監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。))及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。))の規定に基づき、本基準第5条第1項第1号から第9号までの監査(以下「監査」という。)、同項第10号の検査(以下「検査」という。))及び同項第11号から第14号までの審査(以下「審査」という。))の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等(以下「市長等」という。))との関係を明確にすることを目的とする。

(規範性)

第2条 本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査(以下「監査等」という。))を実施しなければならない。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リスク 組織目標の達成を阻害する要因をいう。
- (2) 品質管理 監査等の品質が一定の水準を満たしていることが担保されるようにすることをいう。
- (3) 合理的な基礎 入手した十分かつ適切な監査等の証拠を総括的に吟味した上で得た、監査等の結果及び意見に関する自己の意見を形成するに足る基礎をいう。

(監査等の目的)

第4条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

- (1) 監査及び検査については、市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを市民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として市長等へ提出し、法の規定にのっとり公表する。
- (2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に

行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

第5条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査(法第199条第1項)
 - (2) 行政監査(法第199条第2項)
 - (3) 住民の直接請求に基づく監査(法第75条)
 - (4) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項)
 - (5) 市長の要求に基づく監査(法第199条第6項)
 - (6) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項)
 - (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項)
 - (8) 住民監査請求に基づく監査(法第242条)
 - (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は公企法第34条)
 - (10) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項)
 - (11) 決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項)
 - (12) 基金の運用状況審査(法第241条第5項)
 - (13) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項)
 - (14) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項)
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査(法第199条第4項)又は随時監査(法第199条第5項)として実施する。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、第4条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

(指導的機能の発揮)

第7条 監査委員は、第4条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

(監査等の実施)

第8条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監

査等を実施しなければならない。

(報告の徴取)

第9条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)

第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法第243条の2第10項(公企法第33条の2において準用する場合を含む。)の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者等に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第10条 監査委員は、年間計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)

並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠の写しを監査調書として作成し、高砂市文書取扱規程(昭和52年訓令第12号)に従い適切に保存しなければならない。

(情報管理)

第11条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

第12条 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第13条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の基本方針及び計画の策定)

第14条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、リスク管理体制のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の基本方針を策定しなければならない。

2 前項の基本方針は、環境の変化等に応じて適宜見直さなければならない。

3 監査委員は、第1項の基本方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるよう、監査等の計画を策定しなければならない。

4 監査委員は、年間計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

5 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の着眼点
- (3) 監査等の主な実施手続
- (4) 監査等の実施場所及び日程
- (5) 監査等の担当者及び事務分担
- (6) その他監査等の実施上必要と認める事項
(監査等の計画の変更)

第15条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の実施手続)

第16条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。ただし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第17条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を 勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となる よう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(意見の聴取)

第18条 監査委員は、原則として、監査等の結果の決定に関し、対象部局等の長から意見を聴取しなければならない。

第4章 報告基準

(報告及び意見の提出)

第19条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見(以下「監査報告等」という。)の提出に当たり、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容等)

第20条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類及び対象

(3) 監査等の着眼点

(4) 監査等の主な実施内容

(5) 監査等の実施場所及び日程

(6) 監査又は検査の結果及び意見

(7) その他必要と認める事項

2 審査意見については、前項の内容に準じて記載するものとする。

3 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその内容及び理由等を記載しなければならない。

(監査委員の合議)

第21条 次に掲げる監査報告等及び審査意見の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

(1) 第5条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果

(2) 第5条第1項第8号に定める監査及び勧告

(3) 第5条第1項第11号から第14号までに定める審査意見

(監査報告等の公表)

第22条 監査委員は、監査報告等のうち、第5条第1項第1号から第6号まで、及び第8号に定める監査の報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

(措置状況の報告等)

第23条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況につい

て、議会又は市長等に適時報告を求めるよう努めなければならない。

2 監査委員は、第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。

3 監査委員は、第5条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。